

目次

- 1 ガイドラインの目的
- 2 研究費の不正使用
- 3 研究費の適正な使用のための環境整備
- 4 研究費の不正使用への対応に関する体制
- 5 研究費の不正使用への対応
- 6 その他の対応

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）の構成員に対し、「東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱」に基づき、研究費の使用方法等に関する相談及び研究費の不正使用に関する通報・調査手続き等の指針を示し、広くこれらの手続きについて周知することを目的とする。

本学は、構成員の自覚と責任を促し研究費の不正使用の防止に努めるとともに、不正使用に対しては、このガイドラインに即して速やかに厳正かつ公正な対処を図るものとする。

2 研究費の不正使用

研究費の不正使用とは、実体を伴わない謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求による業者への預け金等の不正をはじめとして、法令、研究費を配分した機関（以下「資金配分機関」という。）が定める規程等及び学内規程等（以下「関係規程等」という。）に違反する経費の使用をいう。

3 研究費の適正な使用のための環境整備

本学は、研究費の適正な使用のため、手続相談窓口（別表1参照）を設置し、研究費の使用方法等の相談に応じるとともに、関係規程等の周知徹底を図る。

4 研究費の不正使用への対応に関する体制

研究費の不正使用に関する通報の受付から調査は、統括管理責任者のもと、以下に定める手続きにより組織的に対応する。

5 研究費の不正使用への対応

1) 通報窓口

① 本学は、研究費の不正使用に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）として、全学通報窓口及び部局通報窓口を設置する。これらの通報窓口は、別表2のとおりとする。

② 本学の構成員による研究費の不正使用を発見した者または不正使用が存在するという強い疑惑を抱いた者は、①に定めたいずれかの通報窓口に通報を行う。通報は、面談（同時に書面を作成する。）または不正使用の内容等が明示された書面、FAX、電子メールにより、原則顕名にて行う。なお、通報は、本学の構成員に限らず行うことができる。

③ 統括管理責任者及び部局責任者は、当該事案に関与するものが、通報窓口にあった通報について2)の取扱いに関与しないように取り計らう。

2) 通報の取扱い

- ① 通報は、顕名により行われ、かつ本学の構成員が行ったとする不正使用の内容等が明示されたものを受付ける。また、本学は、通報者に調査の協力を要請することができる。なお、匿名により通報が行われた場合は、不正使用の内容等が明示され、かつ、証拠書類の添付などにより不正使用があったと信ずる相当の理由がある場合のみ受付ける。
- ② 4) の定めにより、本学が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査を行うべき研究機関に該当すると考えられる研究機関等に当該通報を回付する。また、本学が調査を行うべき機関に該当する通報が、他の研究機関等から本学に回付された場合には、本学に通報があったものとして取扱う。なお、本学に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該通報について通知する。
- ③ 部局通報窓口は、通報があった場合、全学通報窓口及び部局責任者へ報告する。
- ④ 全学通報窓口は、通報があった場合、または③の報告を受けた場合は統括管理責任者に報告する。
- ⑤ 統括管理責任者は、通報窓口において受け付けた不正使用に係る情報を最高管理責任者に報告する。
- ⑥ 通報窓口は通報者（顕名の場合。以下同様。）に対して受け付けたことを通知する。なお、受付及び調査状況は、個人情報特定されない範囲で学内限定ウェブサイト公開する。

3) 通報者・被通報者の取扱い

- ① 通報があった場合、統括管理責任者及び部局責任者は通報窓口の担当職員以外は通報の内容等を見聞できないようにするなど、その内容や通報者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- ② 調査関係者は、通報窓口へ寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、秘密保持を徹底しなければならない。
- ③ 統括管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にもかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。
- ④ 単に通報したことのみをもって、相当な理由なしに通報者に対し不利益の取扱いをしてはならない。
- ⑤ 単に通報がなされたことのみをもって、相当な理由なしに被通報者に対し不利益の取扱いをしてはならない。

4) 通報に係る事案の調査を行う機関

- ① 本学の構成員に係る研究費の不正使用の通報があった場合、原則として、本学が事案の調査を行う。
- ② 被通報者が本学以外の研究機関にも所属する場合、原則として被通報者が通報された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心とした複数の機関が必要に応じ合同で調査を行うことができる。ただし、中心となる機関や調査に参加する機関については、関係機関との間で、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。
- ③ 被通報者が、本学に所属し、かつ他の研究機関で行った研究に係る通報があった場合、必要に応じ、本学と研究が行われた研究機関とが合同で、通報された事案の調査を行うことができる。
- ④ 被通報者が、通報された事案に係る研究を行っていた際に本学に所属していたが既に離職している場合、必要に応じ、

本学は、現に被通報者が所属する研究機関と合同で、通報された事案の調査を行うことができる。被通報者が本学を離職後、いずれの研究機関にも所属していない場合は、本学が、通報された事案の調査を行う。

- ⑤ 上記②から④によって、本学が通報された事案の調査を行うこととなった場合、本学は被通報者が本学に現に所属しているかどうかにかかわらず、調査を行う。
- ⑥ 資金配分機関が本学の同意を得て調査を行う場合、本学が資金配分機関から協力を求められたときは、当該調査に協力する。
- ⑦ 本学は関係者、関係機関または取引業者に対し、必要に応じ調査への協力を求める。

5) 通報に対する調査体制・方法

① 予備調査

ア) 4) の定めによって本学が調査を行う事案については、通報を受付けた後速やかに、被通報者が所属する部局の部局責任者が、通報された内容及び提出された資料等の精査、不正使用が行われた可能性等について予備調査を行う。当該部局責任者が予備調査を行う際は、調査開始時に統括管理責任者に報告し、統括管理責任者の監督の下に予備調査を行う。

イ) 部局責任者は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない複数の者による調査委員会を設置する。

ウ) 部局責任者は、通報を受付けた後、30日以内に予備調査の結果を統括管理責任者に報告しなければならない。ただし、被通報者が海外出張中や病気療養など正当な理由で本学不在の場合等、やむを得ない場合はこの限りではない。なお、通報の受付日は、通報の内容を記載した書面が通報窓口に提出され、受理された日とする。

エ) 部局責任者は、不正使用が行われようとしている、あるいは不正使用を求められているという通報について、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に警告を行う。

オ) 統括管理責任者は、部局責任者からの報告を受けた後、速やかに本調査を行うか否かを決定しなければならない。

カ) 統括管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。この場合、部局責任者は予備調査に係る資料等を関係者の秘密保持に配慮し適切な方法で保管し、資金配分機関や通報者の求めに応じ開示する。

キ) 部局責任者は、予備調査において研究費の不正使用がなかった場合でも、必要と認める場合には、改善措置等を行う。

ク) 統括管理責任者は、最高管理責任者に調査経過及び調査結果を報告する。

② 本調査

ア) 通知・報告

- a) 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、通報者に本調査を行う旨を通知する。この場合、統括管理責任者は、通報者に本調査への協力を要請することができる。通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮する。また、統括管理責任者

は最高管理責任者に本調査を行う旨を報告する。

b) 統括管理責任者は、本調査を行うことを決定した後、30日以内に調査委員会を設置し、本調査を開始しなければならない。

c) 最高管理責任者は、当該事案に係る研究に配分された研究費の資金配分機関に本調査を行う旨を通知する。本調査の結果、不正使用ではないと判明する可能性が相当程度ある場合は、被通報者の研究に支障がないように、資金配分機関にしかるべく配慮を求める。

d) 統括管理責任者は、最高管理責任者に調査経過及び調査結果を報告する。

イ) 調査体制

a) 本調査に当たっては、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない複数の者による調査委員会を設置する。

b) 調査委員会は、統括管理責任者の直轄組織であり、全学の機関として運営される。予備調査を行った部局責任者は、調査委員会の要請に応じて本調査に協力しなければならない。

c) 調査委員会の庶務は、監査室が行う。

ウ) 調査方法・権限

a) 本調査は、関係者のヒアリング及び物的証拠の精査等により行われる。

b) 調査委員会は、関係者に事情を聴取するもしくは各種資料の提出を求める等の調査権限を持つ。また、調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者などの関係者は誠実に協力するものとする。

エ) 調査の対象となる経費

調査対象には、通報の対象となった経費のほか、調査委員会の判断により被通報者の他の経費をも含めることができる。

オ) 証拠の保全措置

関係部局は、本調査（予備調査も含む）に当たって、通報の対象となった経費に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

通報の対象となった経費が使用された研究機関が本学でないときは、統括管理責任者は、当該研究機関に対し、通報に係る経費に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるよう要請する。

カ) 調査の中間報告

最高管理責任者は、資金配分機関が求めるときは、調査の終了前であっても、調査の中間報告の提出に応じるが、調査に支障がある等の正当な事由があれば、この限りではない。

③認定

ア) 認定

a) 調査委員会は、本調査の開始後、原則150日以内に調査した内容をまとめ、不正使用が行われたか否かを判断するとともに、不正使用と認定された場合はその内容及び不正使用に関与した者とその関与の度合を認定する。

b) 調査委員会は、認定終了後、速やかに統括管理責任者に報告する。

イ) 不正使用の疑惑への説明責任

調査委員会は、調査内容等に関して、被通報者が通報に係る疑惑を晴らそうとする場合には、その機会を与えるものとする。その際、被通報者は、疑惑を晴らすための資料等を提出することができる。

ウ) 不正使用か否かの認定

調査委員会は、上記イ)により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正使用か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられる。なお、被通報者の自認を唯一の証拠として不正使用と認定することはできない。

エ) 調査結果の通知及び報告

a) 統括管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ）を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で不正使用に関与したと認定された者を含む。以下オ)カ)キ)において同じ。）に通知する。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。

b) 最高管理責任者は、資金配分機関に、当該調査結果を報告する。

オ) 是正勧告

統括管理責任者は不正使用があったと認定された場合、被通報者の所属する部局の部局責任者に対し是正勧告を行う。

カ) 不服申立て

a) 不正使用があったと認定された被通報者は、認定の通知を受けてから2週間以内に、統括管理責任者に不服申立てをすることができる。

b) 不服申立ての審査は、当該事案の本調査を行った調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、統括管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

c) 不正使用があったと認定された場合に係る被通報者による不服申立てについて、調査委員会（b)ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。

当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、統括管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、統括管理責任者は以後の不服申立てを受付けないことができる。

再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には、ただちに統括管理責任者に報告し統括管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。

d) 被通報者から不正使用の認定に係る不服申立てがあったときは、統括管理責任者は通報者に通知し、最高管理責

任者は、資金配分機関に報告する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- e) 調査委員会が再調査を開始した場合は、原則50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を速やかに統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は当該結果を通報者、被通報者及び被通報者が所属する部局または他研究機関等に通知する。最高管理責任者は当該結果を資金配分機関に報告する。

キ) 調査結果の公表

- a) 最高管理責任者は、不正使用があったと認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。
- b) 不正使用がなかったと認定された場合は、被通報者からの要請がある場合を除き、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は調査結果を公表する場合がある。公表する場合、その内容には、不正使用は行われなかったこと、被通報者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。

6) 通報者及び被通報者に対する措置

通報者及び被通報者等に対し、調査中または認定から資金配分機関による措置等がなされるまでの間等において、本学がとる措置は以下のとおりとする。

①調査中における一時的措置

統括管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報の対象となった経費を含む研究費の使用を停止することができる。また、統括管理責任者が必要と判断する場合は、被通報者に係る他の研究費についても使用を停止することができる。

②不正使用があったと認定された場合の措置等

ア) 研究費の使用中止

統括管理責任者は、不正使用があったと認定された場合、不正使用への関与が認定された者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、当該被認定者に対し、ただちに当該研究費の使用中止を命ずる。

イ) その他の措置

- a) 統括管理責任者は、被認定者が本学に所属する場合は不正使用があったと認定された研究費の返還を命ずる。
- b) 被認定者が本学に所属する場合は、「国立大学法人東北大学職員就業規則」「国立大学法人東北大学職員の訓告等に関する規程」「国立大学法人東北大学職員の懲戒に関する規程」等に基づき適切な措置をとる。

③不正使用がなかったと認定された場合の措置等

ア) 不正使用がなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費の使用停止を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

イ) 統括管理責任者は、当該事案において不正使用がなかった旨を調査関係者に対して周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知する。

ウ) 統括管理責任者は、不正使用がなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

エ) 通報者については、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づいた学内の取り決めで対処する。

7) 監査等で疑わしき事案が発見された場合の取扱い

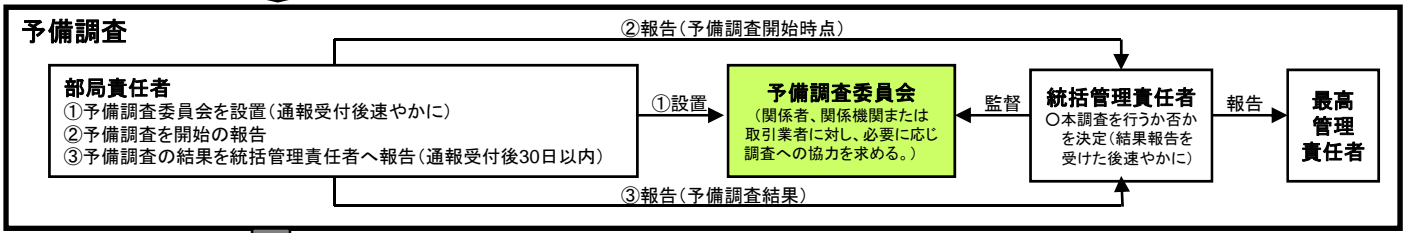
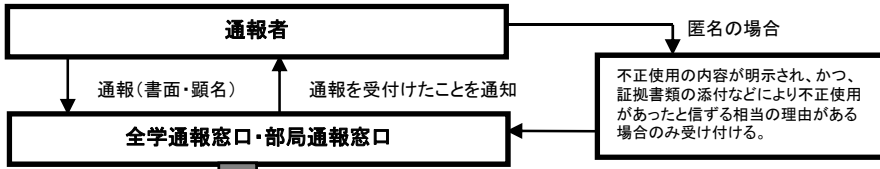
原則として5) ①予備調査から実施するが、統括管理責任者の判断のもと5) ②本調査から開始することもできる。

6 その他の対応

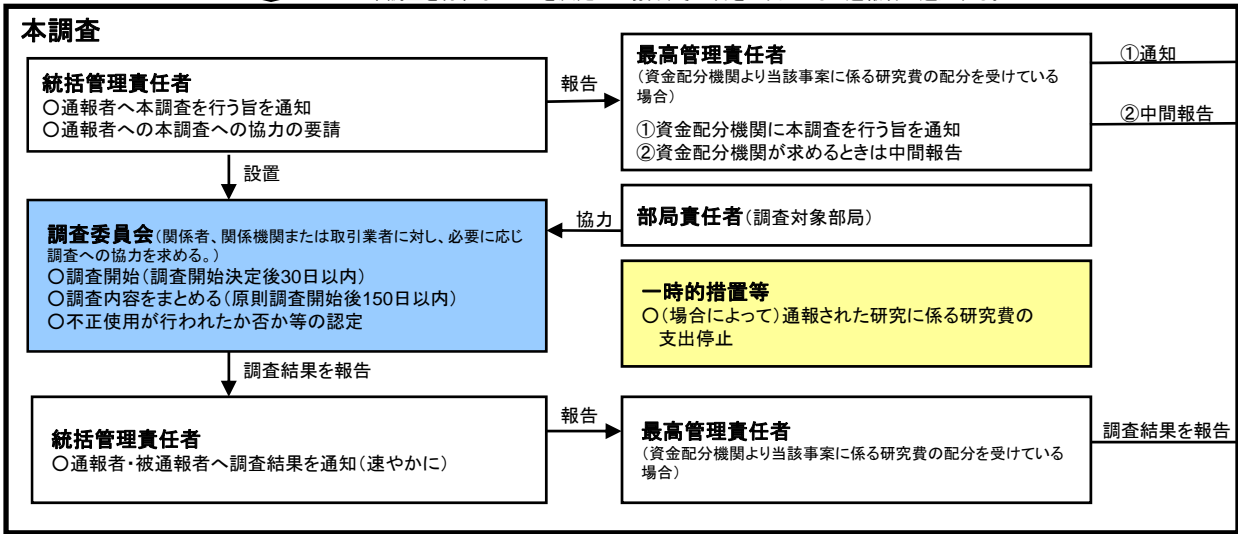
上記によりがたい場合は、統括管理責任者の判断により対応することができる。

研究費の不正使用への対応フロー概略(本学構成員の場合)

※研究費の不正使用とは？
 実態を伴わない謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求による業者への預け金等の不正をはじめとして、法令、研究費を配分した機関が定める規程等及び学内規程等に違反する経費の使用をいう。

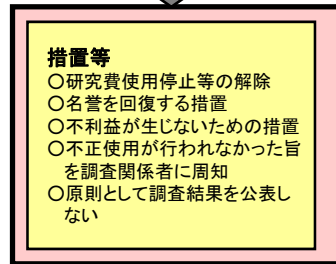
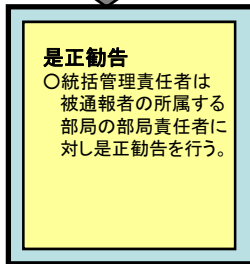
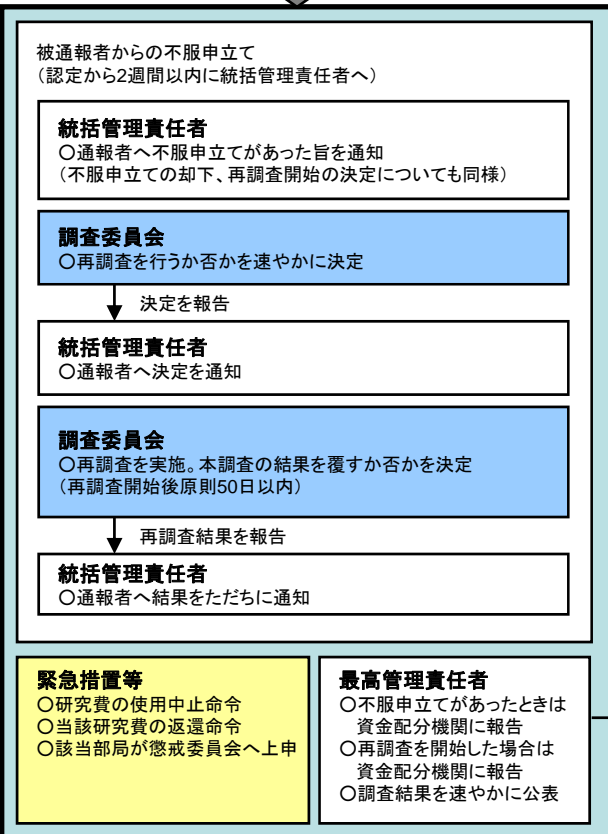


※本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。



不正使用と認定

不正使用が行われなかったと認定



資金配分機関(文部科学省・科学技術振興機構等)

※詳細については平成20年1月30日付策定の「研究費の不正使用への対応ガイドライン」を参照すること。

※最高管理責任者は総長、統括管理責任者は財務担当理事または副学長、部局責任者は部局長とする。